

福井県報

第 2795 号
平成 2 9 年
1 月27日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

規 則

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※福井県立病院使用料および手数料徴収
収条例施行規則の一部を改正する規則
(一・地域医療課)……………一

告 示

○有害な興行の指定(三〇・県民安全課)……………一
○有害な図書等の指定(三一・同)……………一
○保安林の指定の予定(三二、三三・森づくり課)……………二
○都市計画の変更案の縦覧(三四)三六・都市計画課)……………二
※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三七・砂防防災課)……………三
※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定(三八・同)……………四
公 告
○土地改良区の役員の退任(奥越農林総合事務所)……………四
○土地改良区の役員の就任(同)……………四

福井県立病院使用料および手数料徴収条
施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年一月二十七日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第一号

福井県立病院使用料および手数料徴収
条例施行規則の一部を改正する規則
福井県立病院使用料および手数料徴収条
施行規則(昭和二十五年福井県規則第二十
七号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

二十二 B型肝炎	六、一六〇円
----------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福井県告示第30号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県
条例第15号)第10条第1項の規定に基づ
き、次のものを青少年の健全な育成に有害な
興行として指定したので、同条第2項の規定
により公示する。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または
著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪
を誘発助長する性質を有し、青少年

の健全な育成を阻害するおそれがあ
る。

指定年月日 平成29年1月19日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	寸止めスナック めす酒場	関根組＜オーピー映画＞
映画	痴漢電車 ツン淫夢ごち	城定組＜オーピー映画＞
映画	私の妻を抱いてください	後藤組＜新東宝映画＞
映画	マタドール (原題) MATADOR	松竹 (スベイン)
映画	セクシリア (原題) LABERINTO DE PASIONES	松竹 (スベイン)

福井県告示第31号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県
条例第15号)第11条第1項の規定に基づ
き、次のものを青少年の健全な育成に有害な
図書等として指定したので、同条第3項の規
定により公示する。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または
著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪
を誘発助長する性質を有し、青少年
の健全な育成を阻害するおそれがあ
る。

指定年月日 平成29年1月18日

雑誌等 (DVD付)

図 書 等 名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
禁断 [㊞] 覗穴5	ISBN 978-4-89212-194-4	発行・発売 株式会社 インテルフイン
動画サイトで見つけた [㊞] 女子	ISBN 978-4-7769-1630-7	発行所 三和出版株式会社
しょう太くんの 日なイタズラ三昧!!	雑誌 04134-2 4910041340279-00639	発行・発売 株式会社 インテルフイン

よろめき2月号	雑誌 09007-2 4910090070271-00639	発行所 ミリオソ 出版株式会社 発売元 株式会社大洋図書
浮気の修羅場	ISBN 978-4-86511-646-5	発行所 ㄱイウエイ 出版株式会社
初脱ぎ現役女子大生 禁活	ISBN 978-4-86630-069-6	発行元 株式会社 トッヅ・マージャル
誘う美魔女	ISBN 978-4-86630-067-2	発行元 株式会社 トッヅ・マージャル
超凶殺型ハイスベック ボダイの女たち	ISBN 978-4-86630-066-5	発行元 株式会社 トッヅ・マージャル
天然JK美少女 VOL.09	ISBN 978-4-86630-060-3	発行元 株式会社 トッヅ・マージャル
絶対サマサカ! Vol.18	ISBN 978-4-86630-059-7	発行元 株式会社 トッヅ・マージャル

福井県告示第32号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所

福井市折立町28字三ツ又81から83まで、91から93まで、94の1、95、96、129から143まで、144の甲、144の乙、145から150まで、165の1、167、168、171から173まで、175、176、178から180まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができ
る立木は、当該立木が所在する市町に
係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと
する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係
書類を福井県庁および福井市役所に備え置
いて縦覧に供する。）

福井県告示第33号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林予定森林の所在場所
福井市別畑町37字西若杉1から22ま
で

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができ
る立木は、当該立木が所在する市町に
係る市町村森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりと
する。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係
書類を福井県庁および福井市役所に備え置
いて縦覧に供する。）

福井県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第21条第2項の規定において準用する同法
第18条第1項の規定により、都市計画を
変更したいので、同法第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第17条第1項の規定に
より、次のとおり公告し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期
間満了の日までに福井県知事に意見書を提出
することができる。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類

敦賀都市計画道路 3・5・29号
敦賀駅東線

2 都市計画を定める土地の区域
3・5・29号 敦賀駅東線に係る土地
追加する部分

敦賀市木ノ芽町の一部、敦賀市泉の一部
、敦賀市若泉町の一部、敦賀市中之一部

3 都市計画の案の縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課
敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市都市整備部都市政策課

4 縦覧期間

自 平成29年1月27日
至 平成29年2月10日

福井県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第21条第2項の規定において準用する同法
第18条第1項の規定により、都市計画を変
更したいので、同法第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第17条第1項の規定に
より、次のとおり公告し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期
間満了の日までに福井県知事に意見書を提出
することができる。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類

丹南都市計画道路 3・3・68号
南越駅前線

2 都市計画を定める土地の区域

3・3・68号 南越駅前線に係る土地
追加する部分

越前市大屋町40字の一部、越前市大屋
町39字の一部、越前市大屋町38字の
一部、越前市大屋町29字の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

越前市府中1丁目13番7号

越前市建設部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成29年1月27日

至 平成29年2月10日

福井県告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第21条第2項の規定において準用する同法
第18条第1項の規定により、都市計画を変
更したいので、同法第21条第2項の規定に
おいて準用する同法第17条第1項の規定に

より、次のとおり公告し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期
間満了の日までに福井県知事に意見書を提出
することができる。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類

高浜都市計画道路 3・4・4号
和田線

2 都市計画を定める土地の区域

3・4・4号 和田線に係る土地
削除する部分

高浜町和田2字の一部、高浜町和田16
9字の一部、高浜町和田116字の一部
、高浜町和田117字の一部、高浜町和
田124字の一部、高浜町和田123字
の一部、高浜町和田122字の一部、高
浜町和田121字の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

高浜町宮崎第86号23番地2

高浜町建設整備課

4 縦覧期間

自 平成29年1月27日

至 平成29年2月10日

福井県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止
対策の推進に関する法律（平成12年法律第
57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災
害警戒区域および土砂災害特別警戒区域につ
いて指定を解除するので、同法第7条第6項
および第9条第9項において準用する第7条
第4項および第9条第4項の規定により、次
のとおり告示する。

真名川土地改良区連合から、土地改良法昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成28年12月15日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住所
理事	堂本 義明	大野市稲郷52-3
〃	田中 豊実	大野市篠座町1-52
〃	田口 光男	大野市友兼6-57
〃	林腰 一男	大野市下掘35-27
監事	斉藤 総一郎	大野市中掘16-9

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住 所
理事	猪野 則夫	大野市稲郷4-12
〃	下河 泰志	大野市稲郷6-12
〃	本多 精治	大野市東山4-22
〃	斉藤 総一郎	大野市中掘16-9
監 事	廣瀬 敏一	大野市友兼10-2

「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、各市役所および各町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月27日

福井県知事 西川 一誠

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域

平成二十九年一月二十七日印
平成二十九年一月二十七日発

行刷

發行人 千九一〇—八五八〇
印刷人 千九一〇—〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市文京二丁目十九―二十 高桑印刷(株)

☎ 23 六三二二番